毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則……（防災消防課）173
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……（医療政策課）179
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……（人材育成課）182

告　　示

○土地改良法による道営換地処分……（農地調整課）182
○土地改良区の定款及び事業計画の変更の認可……（土地改良指導課）182
○土地改良事業計画の変更の認可……（土地改良指導課）182
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……（土地改良指導課）182
○道営土地改良事業計画の決定……（土地改良指導課）182
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）182
○知事権限に係る保安林の指定（２件）……（治山課）183
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）187
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）187
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）187
○北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定の一部改正……（まちづくり推進課）188
○道路の供用の開始……（道路整備課）188
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）190
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……（河川課）190
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……（経理課）191

道教育庁渡島教育局告示

○一般競争入札の実施……191

道教育庁上川教育局告示

○一般競争入札の実施……192

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……193

道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出（平成16年２月分）……194
○政治団体の届出事項の異動届出（平成16年２月分）……195
○政治団体の解散の届出（平成16年２月分）……197
○資金管理団体の指定の届出（平成16年２月分）……198
○資金管理団体の届出事項の異動届出（平成16年２月分）……198
○資金管理団体の指定の取消しの届出（平成16年２月分）……199

道人事委員会規則

○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……199

道旭川方面公安委員会告示

○警備業法第16条の２の規定に基づく指定医の指定……199

道警察釧路方面本部告示

○一般競争入札の実施……199

規　　則

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第23号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（危険のおそれのあるとき）

第２条　条例第３条に規定する自己又は他人に危険のおそれのあるときとは、プレジャーボート等（水上オートバイを除く。）が遊泳者その他の人（以下「遊泳者等」という。）又は他の船舶の付近において航行するときをいう。

（非正常状態）

第３条　条例第４条に規定する正常な操縦ができないおそれがある状態とは、飲酒若しくは薬物の影響、過労若しくは病気により、注意力若しくは判断力が著しく低下している状態又は負傷等により操縦することが困難である状態をいう。

（危険な操縦方法）

第４条　条例第５条に規定する人の生命、身体及び財産に対する危険を生じさせる方法とは、次に掲げるものをいう。

(1)　遊泳者等及び他の船舶の付近において、プレジャーボート等をこれらのものとの衝突

空き缶、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくりましょう。

その他の危険を生じさせるおそれのある速度で航行する操縦の方法

(2) 遊泳者等及び他の船舶の付近において、プレジャーボート等を急回転し、又は縫航する等の操縦の方法

（救命胴衣）

第５条　条例第６条に規定する救命胴衣とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第137条第２項の規定により必要な措置として着用させるものをいう。

（発航前の検査等）

第６条　条例第７条に規定する発航前の検査とは、次に掲げるものをいう。

(1) 燃料及び潤滑油の量の点検

(2) 船体、機関及び救命設備その他の設備の点検

(3) 前２号に掲げるもののほか、プレジャーボート等の安全な航行に必要な準備が整っているかについての検査

２　条例第７条に規定する出入港箇所及び乗船者に関する記録の整理とは、発航前に、プレジャーボート等の名称、操縦者名、出入港箇所、出入港時刻、航行予定水域及び乗船者数を記録し、当該記録を、水難事故等があった場合等に、関係者が容易に利用できる状態にしておくことをいう。

（危険防止措置）

第７条　条例第８条に規定する水域における危険を防止する等の必要な措置とは、自らが水難事故等を発生させた水域に当該水難事故等により損壊した船舶及びその部品等を放置せず、速やかにこれらの回収等を行う等の措置を講ずることをいう。

（事業開始届出書等）

第８条　条例第14条に規定する届出は、提供事業を営もうとする場合にあっては別記第１号様式の事業開始届出書、届出した事項を変更しようとする場合にあっては別記第２号様式の事業変更届出書によるものとする。

２　前項の事業開始届出書及び事業変更届出書には、当該届出に係るすべての使用プレジャーボート等の船舶安全法（昭和８年法律第11号）第９条第１項に規定する船舶検査証書の写しを添えなければならない。ただし、使用プレジャーボート等が同法第５条第１項の規定による定期検査の対象となっていない船舶であるときは、この限りでない。

（利用者台帳等）

第９条　条例第15条第１項第１号に規定する水難事故等防止のために必要な事項とは、次に掲げるものをいう。

(1) 乗船する者全員の氏名、住所及び水難事故等発生の場合の連絡先

(2) 操縦者が受有する小型船舶操縦士の免許の種類

(3) 提供するプレジャーボート等との連絡手段

２　提供事業者は、条例第15条第１項第１号の利用者台帳を当該利用者に係るプレジャーボート等の利用終了の日から起算して１週間保存しなければならない。

３　条例第15条第１項第２号に規定する規則で定める設備は、第５条に規定する救命胴衣とする。

４　条例第15条第１項第３号に規定する水難事故等防止上必要な事項とは、第６条第１項各号に掲げるものをいう。

５　条例第15条第１項第６号に規定する正常な操縦ができないおそれがあると認められる場合とは、第３条に規定する状態であると認められる場合をいう。

（水域利用調整区域の指定）

第10条　条例第18条第１項に規定する水難事故等を防止するために必要があると認めるときとは、プレジャーボート等が遊泳者等若しくは他の船舶と混在し若しくは混在するおそれがあり又は漁業施設若しくは設備に接近し若しくは接近するおそれがある場合に、水難事故等の発生するおそれが著しいと認められるときをいう。

２　条例第18条第２項に規定するその他関係するものとは、次に掲げるものをいう。

(1) 北海道警察本部

(2) 道内の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

(3) 道内において海水浴場を開設する者

３　条例第18条第２項に規定する申出は、別記第３号様式による水域利用調整区域指定申出書によるものとする。

４　条例第18条第４項に規定する標識の設置その他の方法とは、次に掲げる方法をいう。

(1) 知事が、別記第４号様式の浮標及び立標を新たに設置することにより区域を識別する方法

(2) 海水浴場、漁業施設及び設備その他の当該水域利用調整区域に設置されている浮標等により水域が明りょうに区画されている場合における当該浮標等及び知事が別記第４号様式により新たに設置する立標により区域を識別する方法

（指定区域に係る情報の提供方法）

第11条　条例第20条第２項に規定する講習会その他の方法とは、講習会等を開催し、又は指定された水域利用調整区域に係る情報を当該区域近傍の見やすい場所へ掲示し、若しくは備え付ける等の方法をいう。

（是正等指示書）

第12条　条例第21条の規定による指示は、別記第５号様式の是正等指示書によって行うものとする。

（改善措置の指示書）

第13条　条例第22条の規定による指示は、別記第６号様式の改善措置の指示書によって行うものとする。

（身分証明書）

第14条　条例第24条に規定する証明書は、別記第７号様式によるものとする。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第８条関係）

事　業　開　始　届　出　書

年　　月　　日

北海道知事　様

届出者　住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主な事務所の所在地）

電話番号（　　）　　－

次のとおり提供事業を行うので、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第14条の規定により届け出ます。

事　業　の　概　要			
事業開始の年月日	年　　月　　日		
使用プレジャーボート等の管理事務所の所在地			
使用プレジャーボート等に係る係留保管場所の所在地			
水難事故等の防止のために講ずる措置の概要			
損害賠償等に対する措置を講じている場合は、その内容			
使用プレジャーボート等の明細	船名又はプレジャーボート等の種類	総トン数又は船舶の長さ	船舶番号又は船舶検査済票の番号

注１　届出者氏名欄に届出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。
　２　すべての使用プレジャーボート等の船舶検査証書の写しを添付すること。
　３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記第２号様式（第８条関係）

事　業　変　更　届　出　書

年　　月　　日

北海道知事　様

届出者　住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主な事務所の所在地）

電話番号（　　）　　－

次のとおり届出事項を変更するので、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第14条の規定により届け出ます。

変　更　事　項	変　更　前	変　更　後
変更予定年月日	年　　月　　日	

注１　届出者氏名欄に届出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2　変更事項が「使用プレジャーボート等の明細」の場合は、新たなプレジャーボート等の船舶検査証書の写しを添付すること。
3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記第３号様式（第10条関係）

水域利用調整区域指定申出書

年　月　日

北海道知事　様

〔申出者〕
団 体 名
職・氏名　㊞
住　所
電話番号（　　）　－

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第２項の規定により、次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1　指定を求める水域の区域	
2　指定を求める期間	年　月　日　から 年　月　日　まで
3　指定を求める行為	
4　指定を必要とする理由	
5　そ　の　他	

注１　〔申出者〕の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のものを記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職の記入は不要とすること。
　なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。
2　１の欄は、指定を求めようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に明示してある地図等の書類を併せて添付すること。
3　４の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の１日当たりの数）、プレジャーボート等の集隻数（一番多い時期の１日当たりの数）、遊泳者等とプレジャーボート等の混在状況、プレジャーボート等の運行の状況、過去における事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。
4　５の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。
5　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記第４号様式（第10条関係）

種類	浮　標	立　標
形状の図面	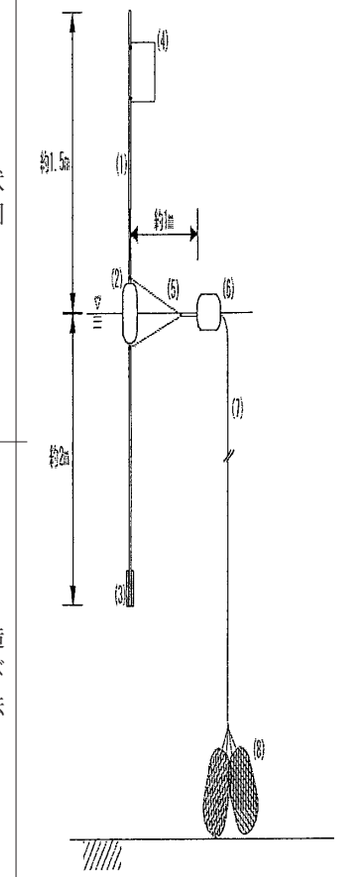	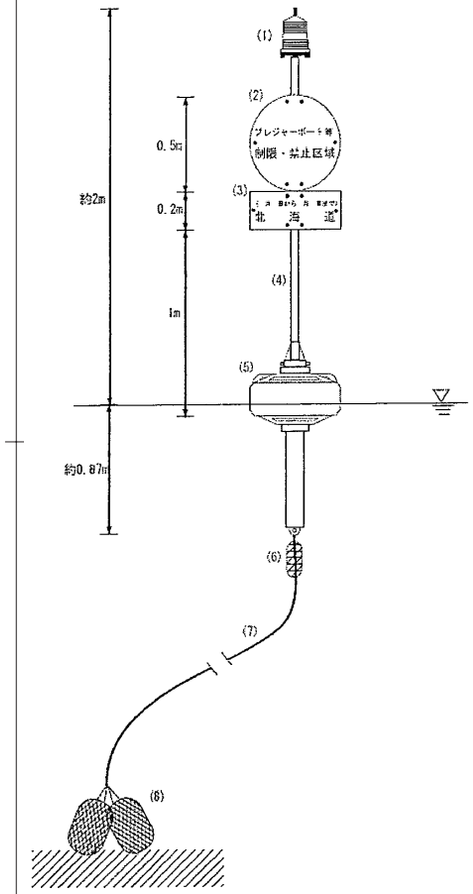
構造及び寸法	(1)　浮標ざお：水面上約1.5ｍ (2)　フロート：縦25㎝×横22㎝で黄色 (3)　重錘：水面下約２ｍ (4)　標識：縦40㎝×横40㎝で黄	(1)　灯器：灯色は黄色 (2)　表示板：直径50㎝で白地に赤文字の片面印刷２枚を外向きに挟んで固定し、「制限・禁止区域」の文字は「制限区域」又は「禁止区域」のいずれかとする。

	色 (5) 連結ロープ (6) フロート：縦25㎝×横22㎝で黄色 (7) 固定ロープ (8) 固定具 ※なお、これらの寸法については、設置場所の状況により適宜変更する場合があるものとする。	(3) 補助板：縦20㎝×横50㎝で白地に赤文字の片面印刷２枚を外向きに挟んで固定し、「（　月　日から　月　日まで）」は指定期間を記載する。 (4) 支柱：灯器までは水面上約２ｍ (5) 浮体部：浮体径約50㎝で黄色 (6) 重錘：水面下約0.87ｍ (7) 固定ロープ (8) 固定具 ※なお、これらの寸法については、設置場所の状況により適宜変更する場合があるものとする。
設置形態	• 立標は、原則として水域利用調整区域の海上側における両端の２か所に設置することとし、当該区域の規模に応じ、その数を増減させるものとする。 • 立標と浮標及び浮標と浮標の設置間隔は、おおむね100ｍとする。	

別記第５号様式（第12条関係）

是　正　等　指　示　書

違反年月日	年　月　日（午前・午後）　時　分ころ			
違反者の氏名				
違反場所	付近（　）			
違反時に操縦していた者	□ 操縦者　□ 他の免許者　□ 無免許者			
本籍		生年月日	年　月　日（　歳）	
現住所（連絡先）	道府県　市町村区 電話（　）			
操縦者の免許証	番号	第　　号		
	有効期間	年　月　日まで有効		
保護者又は連絡先	住所	電話（　）		
	氏名等		続柄	
船舶	所有者名		トン数又は長さ	トン・ｍ
	船舶番号等			
	用途	□ モーターボート　□ 水上オートバイ □ ヨット　□ その他（　）		

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第21条の規定により、次の違反事実の是正・航行の停止を指示します。

北海道知事

違反事実	□ 自己操縦違反（条例第３条）	□ 水上オートバイの操縦　□ 港の出入り（　港） □ 狭い通路の通過　□ 遊泳者等の付近航行　□ 他船舶の付近航行
	□ 非正常状態操縦（条例第４条）	□ 飲酒　□ 薬物　□ 過労・病気 □ 負傷　□ その他（　）
	□ 危険操縦（条例第５条）	□ 危険速度による航行　□ 急回転 □ 縫航　□ その他（　）
	□ 救命胴衣着用違反（条例第６条）	□ 操縦者の未着用 □ 乗船者の未着用
	□ その他防止措置違反（条例第７条）	□ 発航前の検査　□ 海象・気象の状況確認 □ 見張りの実施　□ 緊急時通報手段等の確保 □ 記録の整理　□ その他（　）
	□ 水難事故等発生時の対応(条例第８条)	□ 負傷者の救護　□ 水域における危険防止措置 □ 市町村長等への通報
	□ 水域利用調整区域における禁止行為等違反（条例第18条）	□ 航行又はレクリエーション活動の禁止 □ 航行又はレクリエーション活動の制限 （制限内容：　）
（てん末概要）		
是正等指示書受領者署名欄	上記の指示書を受領しました。	

作成年月日：　年　月　日

作成者職・氏名：

教　示

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記第６号様式（第13条関係）

改　善　措　置　の　指　示　書

記　号

年　月　日

住　所

氏　名　様

北海道知事　印

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第22条の規定により、次のとおり改善措置を講ずるよう指示します。

記

1　指示事項 2　指示の理由	教　　示 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。

別記第７号様式（第14条関係）

（表）

（提供事業者に対する改善措置） **第22条**　知事は、提供事業者が第15条第１項に規定する水難事故等防止措置を講じない場合において、水難事故等防止上必要と認めるときは、改善措置を講じるよう指示することができる。この場合において、提供事業者は、指示された改善措置を講じなければならない。 （証明書の携帯） **第24条**　第21条の危険操縦防止応急措置を指示し、又は前条の立入調査を行う知事の指定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対して提示しなければならない。 **第29条**　第８条の規定に違反して負傷者の救護の措置を講じなかった者は、30万円以下の罰金に処する。 **第30条**　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1)　第18条の規定による水域利用調整区域に係る制限又は禁止行為のうち、人の遊泳する区域に係る制限又は禁止行為に違反した者 (2)　第22条の規定により指示された改善措置を講じなかった者 **第31条**　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。 (1)　第18条の規定による水域利用調整区域に係る制限又は禁止行為のうち、人の遊泳する区域以外の区域に係る制限又は禁止行為に違反した者 (2)　第21条第１項の規定による指示のうち、第６条の救命胴衣の着用に係る指示に従わなかった者 **第32条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。	第　　号 身　分　証　明　書 所属名 職　名 氏　名 上記の者は、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第21条の規定による危険操縦防止応急措置の指示又は同条例第23条の規定による立入調査等を行う知事の指定する職員であることを証明します。 年　　月　　日発行 北海道知事　印

（裏）

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（抄） （操縦者に対する危険操縦防止応急措置） **第21条**　知事の指定する職員は、第２章第１節に定める責務に違反する事実があると認める場合において、水難事故等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、即時に、操縦者に対して当該違反事実の是正を指示することができる。（中略）	（水難事故等の防止措置等） **第15条**　提供事業者は、水難事故等の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　プレジャーボート等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の氏名及び住所、提供するプレジャーボート等の名称、期間、航行予定水域、水難事故等発生時

【第２章第１節に定める責務の概要】
• 有資格者の自己操縦（第３条）　• 非正常状態での操縦禁止（第４条）
• 危険操縦の禁止（第５条）　• 救命胴衣の着用（第６条）　• その他の水難事故等防止措置（第７条）　• 水難事故等発生時の対応（第８条）

２　知事の指定する職員は、第18条の規定に違反する事実があると認める場合において、水難事故等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、即時に、当該プレジャーボート等の航行の停止を指示することができる。

（水域利用調整区域）
第18条　知事は、水難事故等を防止するために必要があると認めるときは、水域利用調整区域を指定し、プレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動を制限し、又は禁止することができる。
２～４　略

（報告・立入調査等）
第23条　知事は、前条の改善措置その他この条例の目的を達成するために必要な限度において、操縦者、所有者等、提供事業者その他関係者に書類を提出させ、若しくは報告させ、又はその指定する職員に、プレジャーボート等、利用者台帳の備置場所若しくは事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査し、操縦者、所有者等、提供事業者その他関係者に質問させることができる。
２　操縦者、所有者等、提供事業者その他関係者は、正当な理由なく、前項に定める書類の提出若しくは報告又は立入調査等を拒んではならない。
３　略

の連絡先その他水難事故等防止のために必要な事項を記載した書類（以下「利用者台帳」という。）を管理事務所に備え置くこと。
(2)　提供するプレジャーボート等について、船舶安全法（昭和８年法律第11号）に定める救命胴衣等を備付けるとともに、緊急時の通報手段その他規則で定める設備（以下「水難事故等防止設備」という。）の確保に努めること。
(3)　プレジャーボート等の提供に当たり、水難事故等防止設備の備付け状況その他水難事故等防止上必要な事項の点検を行うこと。
(4)　プレジャーボート等の提供に当たり、提供期間が長期にわたる場合等を除き、事前に航行予定水域に係る海象及び気象並びに海水浴場及び漁業施設の位置その他安全航行に必要な情報の収集に努め、利用者に提供すること。
(5)　提供するプレジャーボート等に操縦者が乗船することを確認し、乗船すべき操縦者を確認できないときは、プレジャーボート等を提供してはならないこと。
(6)　プレジャーボート等の提供後直ちに航行が予定される場合であって、強風、高波、霧その他海象及び気象の状況からプレジャーボート等の航行に危険があると認められるときは、プレジャーボート等を提供してはならないこと。操縦者として乗船する者が飲酒又は薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがあると認められる場合も、同様とする。
(7)　操縦者の責務及び利用者が水難事故等防止上遵守すべき事項について、利用者に対して提示又はプレジャーボート等内に掲示することにより周知すること。
２　略

備考　この用紙は、縦６センチメートル、横18センチメートルとして厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第24号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正）
第１条　北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第４号中「又は主として老人性慢性疾患の患者を収容する病室を有するものとして医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行の際現に同法第１条の規定による改正前の医療法第21条第１項ただし書の規定による知事の許可を受けていた病院」を削り、同条第６号中「国立療養所」を「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

第２条の４第４号中「国立療養所」を「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

第３条第２項に次のただし書を加える。

ただし、前年度に引き続き当該修学資金の貸付を受けようとする者については、第１号に掲げる書類の添付を要しない。

第３条第２項中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同項に第１号として次の１

号を加える。

⑴　誓約書（別記第１号様式の２）

別記第１号様式（表）中「（表）」を削り、「年　　月　　日生」を「年　　月　　日」に、「氏名、性別」を「氏　　名」に改め、「男・女」を削り、同様式（裏）を削り、同様式の次に次の１様式を加える。

別記第１号様式の２（第３条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

北海道立衛生学院長　様
（札幌医科大学長
北 海 道 知 事）

本　　人　氏　　名　　㊞
第１保証人　本　籍　地
住　　所
本人との関係
氏　　名　　㊞
第２保証人　本　籍　地
住　　所
本人との関係
氏　　名　　㊞

一般
特別　修学資金の貸付を受けることになった場合は、北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の条項を堅く守ることはもちろん、卒業後は、

（
- 保健師として地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第２項第１号に規定する特定町村に勤務する
- 助産師として同条例及び同規則で定められた施設に勤務する
- 看護師として同条例及び同規則で定められた施設に勤務する
- 保健師又は看護師として同条例及び同規則で定められた施設に勤務する
）

ことを誓います。

万一本人に不都合なことがあったときは、保証人が一切の責めを引き受けます。

なお、次年度以降において引き続き当該修学資金の貸付を受ける場合にも、この誓約内容を守ります。

別記第２号様式（裏）中

「	学 業 成 績
	現に在学する衛生学院又は看護学院の長の発行する学業ただし、在学１年目の者にあっては、入学直前の学校の長する卒業証明書を添付すること。
	健 康 状 況
	医師の発行する健康診断書を添付すること。

成績表を添付すること。又は養成施設の長の発行	」

を削る。

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第２条　北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次のただし書を加える。

ただし、前年度に引き続き当該修学資金の貸付を受けようとする者については、第２号に掲げる書類の添付を要しない。

第２条第２項中第４号及び第５号を削り、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　誓約書（別記第１号様式の２）

第７条の２の表保健師の項中「又は主として老人性慢性疾患の患者を収容する病室を有するものとして医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行の際現に同法第１条の規定による改正前の医療法第21条第１項ただし書の規定による知事の許可を受けていた病院」を削り、「国立療養所」を「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

第７条の５第４号中「国立療養所」を「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

別記第１号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第２条関係）

修学資金貸付申請書

年　月　日

北海道知事　様

申請者　氏名　㊞

次のとおり（保健師／助産師／看護師／准看護師／大学院）修学資金の貸付を受けたいので、北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第２条の規定により申請します。

1　本籍地
2　住所
3　氏名
4　生年月日　年　月　日
5　在学中の養成施設等の名称
　科名
　所在地
　入学期日　年　月　日
6　連帯保証人
(1)　本籍地
　住所
　氏名
　生年月日　年　月　日
　職業
(2)　本籍地
　住所
　氏名
　生年月日　年　月　日
　職業

別記第１号様式の次に次の１様式を加える。

別記第１号様式の２（第２条関係）

誓約書

年　月　日

北海道知事　様

本人　氏名　㊞

連帯保証人　本籍地
　住所
　本人との関係
　氏名　㊞

連帯保証人　本籍地
　住所
　本人との関係
　氏名　㊞

（保健師／助産師／看護師／准看護師／大学院）修学資金の貸付を受けることになった場合は、北海道看護職員養成修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の条項を堅く守ることはもちろん、卒業後は、看護職員として同条例及び同規則で定められた施設において看護業務に従事することを誓います。

万一本人に不都合なことがあったときは、連帯保証人が一切の責めを引き受けます。

なお、次年度以降において引き続き当該修学資金の貸付を受ける場合にも、この誓約内容を守ります。

別記第２号様式12の事項を削る。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第25号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の１項を加える。

３　学院長は、寄宿舎使用料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付をしない者に退寮を命じることができる。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の１条を加える。

（寄宿舎使用料の納付方法）

第22条　寄宿舎使用料は、毎月末日までに納めなければならない。

２　第17条第５項から第７項までの規定は、寄宿舎使用料について準用する。この場合において、同条第６項中「退学又は停学する場合は、退学又は停学の日の属する期分の授業料をこれらの日」とあるのは、「退寮する場合は、退寮の日の属する月分の寄宿舎使用料を退寮の日」と読み替えるものとする。

別表第１滝川高等技術専門学院の項中「| ― | 30人 |」を「| ― | 20人 |」に改め、同表苫小牧高等技術専門学院の項中「50人」を「40人」に改める。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

告　　示

北海道告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、北村豊正東地区の換地処分をした。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項及び第48条第１項の規定により、平成16年２月19日、芦別市土地改良区の定款及び土地改良（維持管理）事業計画の変更を認可した。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、平成16年２月19日、新十津川土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業計画の変更を認可した。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
新十津川土地改良区	墓地谷川第１頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	同　第２頭首工	同
芦別市土地改良区	福住頭首工	同

北海道告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成16年３月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
多寄東	経営体育成基盤整備（農業用用排水、暗きょ、区画整理、客土）	北海道上川支庁
新八千代	畑地帯総合整備［担い手支援型］（農業用用排水、暗きょ）	同

北海道告示第313号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年３月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
三岱石倉	農免農道整備	北海道渡島支庁
赤井川	畑地帯総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道後志支庁
朱太川	中山間地域総合整備（農業用用排水、農道、ほ場整備、暗きょ、農用地改良保全）	同
北昭和	一般農道整備（広域関連）	北海道十勝支庁

北海道告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林の所在場所　松前郡福島町字宮歌442の11・字桧倉348の１・350の１・351・352の１・353（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）、348の４、349の１

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

2(1)　保安林の所在場所　山越郡長万部町字豊野178・字豊津107・110・115・125・126・129から132まで・135（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、103、108、109、111、112、114、116から121まで、123、124、127、128、144

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字豊野178・字豊津103・107・112・115・119・126・130から132まで・135・144（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）、114、117、118

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3(1)　保安林の所在場所　野付郡別海町中春別204の２、204の３、241の２、241の６

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4(1)　保安林の所在場所　標津郡標津町字古多糠893の１（次の図に示す部分に限る。）、648、649の１、649の２、888、892、895、896の２

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

5(1)　保安林の所在場所　標津郡標津町字標津133・1260の１・1326の189・2225の５・2225の31・2226の１・2226の２・2322の４・2324の２・2325の２・2327の１（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、77の２、1326の３、1326の５、1326の６、1326の22、1326の25、1326の28、1326の170、2225の１、2225の42から2225の46まで、2322の５、2324の３

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 保安林の所在場所　　山越郡八雲町浜松733（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　　公衆の保健
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所　　樺戸郡月形町892の１・字ポンベツ703の１・1518の１・1518の２（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）、1518の８
(2) 指定の目的　　公衆の保健
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所　　樺戸郡新十津川町字トップ１の３・１の４（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　　公衆の保健
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所　　雨竜郡雨竜町338の２（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　　公衆の保健
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所　　空知郡南富良野町字東鹿越１の１（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　　魚つき
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

6(1) 保安林の所在場所　　中川郡美深町字吉野757の２
(2) 指定の目的　　干害の防備
(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

7(1)　保安林の所在場所　　中川郡音威子府村字モノマナイ292の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　　公衆の保健
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

8(1)　保安林の所在場所　　三石郡三石町字清瀬177
(2)　指定の目的　　公衆の保健
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字清瀬177（次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

9(1)　保安林の所在場所　　様似郡様似町字旭173・174（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　　魚つき
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字旭173・174（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

10(1)　保安林の所在場所　　幌泉郡えりも町字近浦305・306（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　　魚つき
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字近浦305・306（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

11(1)　保安林の所在場所　　中川郡豊頃町茂岩49の１・49の31・49の57・50の１・茂岩本町117の１・150・163から165まで（以上９筆について次の図に示す部分に限る。）、茂岩新和町150
(2)　指定の目的　　公衆の保健
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

12(1)　保安林の所在場所
野付郡別海町上春別222の46（次の図に示す部分に限る。）、222の35、222の51、222

の77、222の79、222の90、222の108、222の109、223の１、271の４、271の５、272の５、273の５、273の６、297の１、297の４、297の22、297の47、298の１、298の７、299の５、299の11、299の12、319の１、319の17、319の30、319の31、320の６から320の９まで、西春別４の９・５の３・20の６・32の６・43の９・43の38・83の８・101の13・112の10・112の11・126の８・126の９・173の７・190の11・199の８・234の12・281の16・349の16（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）、５の２、５の20から５の22まで、12の７、13の７、13の８、13の11から13の13まで、20の11、20の16、20の17、21の５、21の15から21の19まで、31の８、31の20、31の21、43の36、43の39、43の42、43の43、43の46、43の47、48の10、49の３、49の４、62の５、62の25、62の37、62の38、63の２、63の10、63の15、63の53、72の１、73の２、73の16、82の４、82の11、82の12、82の15、82の23、83の９、92の１から92の５まで、92の21、92の25、93の８、93の９、93の19、101の11、101の12、101の38、112の18、112の41、126の26、137の７、137の８、163の３、164の３、173の８、173の12、190の10、190の12、190の32、199の９、199の24、199の27、227の７、227の８、227の16、234の13から234の15まで、234の30、234の31、279の９、279の28、279の29、281の13から281の15まで、281の19、281の75、349の17、中西別74の４・74の５・163の４・164の７・173の５・199の１・199の７（以上７筆について次の図に示す部分に限る。）、１の１、２の１、３の１、４の１、５の７、19の２、19の９、19の13、20の１、20の７、20の11、20の12、21の７、36の７、36の９、37の４から37の７まで、57の４、57の８、57の10、57の11、57の14、58の11、58の12、73の１、73の２、74の６、74の16、74の17、87の33、147の13、163の１、163の３、164の８、164の23、164の28、165の７、165の８、165の10、165の13、165の14、165の16、166の７、166の８、166の18、166の19、172の９、173の４、173の12、173の16、199の４、199の17、本別１の７・21の１・66の１・87の30・88の１・88の12（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）、１の１、１の５、１の６、21の22、22の３、43の８、44の１、44の２、44の６、65の20、66の３、87の１、87の22、87の26から87の29まで

(2) 指定の目的　風害の防備

(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

13(1) 保安林の所在場所

野付郡別海町上春別222の46（次の図に示す部分に限る。）、222の35、222の51、222の77、222の79、222の90、222の108、222の109、223の１、271の４、271の５、272の５、273の５、273の６、297の１、297の４、297の22、297の47、298の１、298の７、299の５、299の11、299の12、319の１、319の17、319の30、319の31、320の６から320の９まで、西春別４の９・５の３・20の６・32の６・43の９・43の38・83の８・101の13・112の10・112の11・126の８・126の９・173の７・190の11・199の８・234の12・281の16・349の16（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）、５の２、５の20から５の22まで、12の７、13の７、13の８、13の11から13の13まで、20の11、20の16、20の17、21の５、21の15から21の19まで、31の８、31の20、31の21、43の36、43の39、43の42、43の43、43の46、43の47、48の10、49の３、49の４、62の５、62の25、62の37、62の38、63の２、63の10、63の15、63の53、72の１、73の２、73の16、82の４、82の11、82の12、82の15、82の23、83の９、92の１から92の５まで、92の21、92の25、93の８、93の９、93の19、101の11、101の12、101の38、112の18、112の41、126の26、137の７、137の８、163の３、164の３、173の８、173の12、190の10、190の12、190の32、199の９、199の24、199の27、227の７、227の８、227の16、234の13から234の15まで、234の30、234の31、279の９、279の28、279の29、281の13から281の15まで、281の19、281の75、349の17、中西別74の４・74の５・163の４・164の７・173の５・199の１・199の７（以上７筆について次の図に示す部分に限る。）、１の１、２の１、３の１、４の１、５の７、19の２、19の９、19の13、20の１、20の７、20の11、20の12、21の７、36の７、36の９、37の４から37の７まで、57の４、57の８、57の10、57の11、57の14、58の11、58の12、73の１、73の２、74の６、74の16、74の17、87の33、147の13、163の１、163の３、164の８、164の23、164の28、165の７、165の８、165の10、165の13、165の14、165の16、166の７、166の８、166の18、166の19、172の９、173の４、173の12、173の16、199の４、199の17、本別１の７・21の１・66の１・87の30・88の１・88の12（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）、１の１、１の５、１の６、21の22、22の３、43の８、44の１、44の２、44の６、65の20、66の３、87の１、87の22、87の26から87の29まで

(2) 指定の目的　魚つき

(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

14(1) 保安林の所在場所　野付郡別海町尾岱沼４の39、４の43、５の２から５の４まで、５の６、５の22、５の70、５の77、８の84、８の91
(2) 指定の目的　魚つき
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
尾岱沼４の39・４の43・５の２・５の６（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）、５の22、５の70、８の84、８の91
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所　茅部郡森町字尾白内町1153から1157まで、1164の１、1168の１、1168の６、1168の７、1169の１、1169の２、1170
(2) 保安林として指定された目的　風害の防備
(3) 解除の理由　指定理由の消滅

2(1) 解除に係る保安林の所在場所　茅部郡森町字白川59の10、59の55、62の２、字森川町301の３、302の２、314の２、315の３、317の３、317の６
(2) 保安林として指定された目的　風害の防備
(3) 解除の理由　指定理由の消滅

3(1) 解除に係る保安林の所在場所　勇払郡占冠村字中トマム2196の１、2197、2198の１、2198の２、2198の４、2198の５、2199の１、2199の２
(2) 保安林として指定された目的　風害の防備
(3) 解除の理由　指定理由の消滅

北海道告示第317号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所　上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　水源のかん養
(3) 解除の理由　道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所　中川郡音威子府村字咲来208の６（国有林）
(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3) 解除の理由　河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茅部郡南茅部町字臼尻723の２
(2) 保安林として指定された目的　水源のかん養
(3) 変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　深川市鷹泊1035の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　干害の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
鷹泊1035の１（次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　雨竜郡雨竜町338の２（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び深川市役所並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第319号

平成元年北海道告示第1949号（北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

５の事項中「同　旧函館区公会堂　同　同」を「同　旧日本郵船株式会社小樽支店　小樽市　同」

旧日本郵船株式会社小樽支店　小樽市　同
旧手宮鉄道施設　同　同」に、「同　福山城（松前城）本丸御門　松前町
法源寺山門　同
龍雲院本堂、庫裏、惣門、鐘楼及び土蔵　同
本丸御門　松前町　同」を「同
同
同
同
同
同
同
」に、「同　中村家住宅　江差町　同」を「同
旧中村家住宅　江差町　同
上國寺本堂　上ノ国町　同
旧笹浪家住宅主屋及び土蔵　同　同」に、「同　花田家番屋
「旧本間家住宅　増毛町　同
旧花田家番屋　小平町　同
正行寺本堂　厚岸町　同」に、「金森洋物店」を「旧金森洋物店」に、「野幌屯田兵第２中隊本部」を「野幌屯田兵第二中隊本部」に、「同　松前法源寺山門　松前町　同
同　旧松前城本丸表御殿玄関　同　同」を「同
旧松前城本丸表御殿玄関　松前町　同」に、「同　上国寺本堂
同　砂館神社本殿
上ノ国町　同
同　同」を「同　旧檜山爾志郡役所庁舎　江差町　同
同　砂館神社本殿　上ノ国町　同」に、「有形民族文化財」を「有形民俗文化財」に改める。

８の事項中
「できる地域であって、これから500メートル以内の区域　」を
「できる地域であって、これから500メートル以内の区域
釧路市鶴丘２番地、16番地から18番地まで及び164番地から170番地まで、鶴丘８線133番地、135番地、136番地、139番地、145番地及び161番地から165番地まで並びに鶴丘９線159番地の一部の地域であって、次の図に示す部分（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり推進課及び釧路支庁経済部建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）　同　に改める。」

北海道告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　岩内洞爺線 北海道小樽土木現業所	岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1457林班は小班地先から 岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1457林班は小班地先まで	平成16．3.23
	岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1456林班ち小班地先から 岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1456林班ち小班地先まで	同
	岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1453林班い小班地先から 岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1453林班い小班地先まで	同
	岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1446林班ろ小班地先から 岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1446林班ろ小班地先まで	同
道道　野東清住線 北海道小樽土木現業所	岩内郡岩内町字清住471番５地先から 岩内郡岩内町字清住539番３地先まで	同
道道　蕨岱国富停車場線 北海道小樽土木現業所	岩内郡共和町梨野舞納314番８地先から 岩内郡共和町梨野舞納197番３地先まで	同
道道　小平幌加内線 北海道留萌土木現業所	留萌郡小平町字川上国有林留萌南部森林管理署1107林班へ小班地先から 留萌郡小平町字川上国有林留萌南部森林管理署1107林班る小班地先まで	同　16．4．1
道道　上遠別霧立線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2035林班と小班地先から 苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2036林班イ小班地先まで	同
道道　斜里停車場線美咲線 北海道網走土木現業所	斜里郡斜里町西町35番１地先から 斜里郡斜里町美咲28番２地先まで	同　16．3.23
	斜里郡斜里町美咲24番20地先から 斜里郡斜里町美咲21番７地先まで	同
道道　摩周湖斜里線 北海道網走土木現業所	斜里郡清里町水元町９番８地先から 斜里郡清里町水元町29番６地先まで	同
道道　江南清里停車場線 北海道網走土木現業所	斜里郡清里町羽衣町20番15地先から 斜里郡清里町羽衣町９番４地先まで	同
	斜里郡清里町羽衣町９番３地先から 斜里郡清里町水元町５番１地先まで	同
	斜里郡清里町水元町５番１地先から 斜里郡清里町水元町40番５地先まで	同
道道　知床公園線 北海道網走土木現業所	斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別450番１地先から 斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別450番１地先まで	同
道道　神威小清水線 北海道網走土木現業所	斜里郡小清水町字泉308番７地先から 斜里郡小清水町字泉562番６地先まで	同
道道　小清水女満別線 北海道網走土木現業所	網走市字音根内185番３地先から 網走市字実豊262番１地先まで	同
道道　北光置戸線 北海道網走土木現業所	常呂郡置戸町字置戸５番５地先から 常呂郡置戸町字北光50番194地先（河川敷地）まで	同
道道　美幌停車場線 北海道網走土木現業所	網走郡美幌町字新町３丁目６番地先から 網走郡美幌町字新町１丁目１番１地先まで	同
道道　湯里生田原停車場線 北海道網走土木現業所	紋別郡生田原町字岩戸66番３地先から 紋別郡生田原町字生田原685番20地先（一般国道242号交点）まで	同
道道　緑陰中湧別停車場線 北海道網走土木現業所	紋別郡上湧別町字旭175番２地先から 紋別郡上湧別町字旭17番１地先まで	同
道道　遠軽雄武線 北海道網走土木現業所	紋別市上渚滑町中立牛616番１地先から 紋別市上渚滑町中立牛617番１地先まで	同
	紋別郡滝上町字オシラネップ原野3007番１地先から 紋別郡滝上町字オシラネップ原野2258番２地先まで	同
	紋別郡滝上町字サクルー原野2205番１地先から 紋別郡滝上町字サクルー原野2205番４地先まで	同
道道　上武利丸瀬布線 北海道網走土木現業所	紋別郡丸瀬布町上武利国有林網走西部森林管理署丸瀬布事務所91林班い小班地先から紋別郡丸瀬布町上武利国有林網走西部森林管理署丸瀬布事務所74林班い小班地先まで	同
道道　湧別上湧別線 北海道網走土木現業所	紋別郡湧別町字港町36番１地先から 紋別郡湧別町字港町37番１地先まで	同
道道　美深雄武線 北海道網走土木現業所	紋別郡雄武町字道有林５番１地先から 紋別郡雄武町字道有林５番１地先まで	同
道道　北見置戸線 北海道網走土木現業所	北見市上ところ321番地先から 北見市上ところ353番１地先まで	同
道道　置戸温根湯線 北海道網走土木現業所	常呂郡留辺蘂町字松山191番１地先から 常呂郡留辺蘂町字松山137番１地先まで	同
道道　留辺蘂停車場線 北海道網走土木現業所	常呂郡留辺蘂町東町43番３地先から 常呂郡留辺蘂町仲町18番地先まで	同
道道　訓子府津別線 北海道網走土木現業所	常呂郡訓子府町字大谷171番１地先から 常呂郡訓子府町字大谷200番１地先まで	同
道道　置戸訓子府北見線 北海道網走土木現業所	常呂郡訓子府町字実郷142番１地先から 常呂郡訓子府町字実郷142番１地先まで	同
道道　北見津別線 北海道網走土木現業所	網走郡津別町字最上268番１地先から 網走郡津別町字最上252番２地先まで	同
道道　女満別空港線 北海道網走土木現業所	網走郡女満別町西２条４丁目16番地先から 網走郡女満別町本通４丁目19番１地先まで	同
道道　訓子府津別線 北海道網走土木現業所	網走郡津別町字沼沢204番１地先から 網走郡津別町字沼沢204番１地先まで	同
道道　住吉女満別停車場線 北海道網走土木現業所	網走郡女満別町字住吉330番１地先から 網走郡女満別町字本郷62番４地先から	同
道道　北見常呂線 北海道網走土木現業所	常呂郡常呂町字福山307番１地先から 常呂郡常呂町字福山国有林網走中部森林管理署203林班へ小班地先まで	同
	常呂郡常呂町字豊川２番３地先から 常呂郡常呂町字共立46番１地先まで	同
道道　網走川湯線 北海道網走土木現業所	網走市字稲富154番１地先から 網走市字稲富148番１地先まで	同

道道　大観山公園線 北海道網走土木現業所	網走市南13条西３丁目17番７地先から 網走市南10条西３丁目８番１地先まで	平成16．3.23
道道　栄浜小清水線 北海道網走土木現業所	網走市字浦士別371番１地先から 網走市字浦士別373番２地先まで	同
道道　清里止別線 北海道網走土木現業所	斜里郡清里町字神威544番２地先から 斜里郡清里町字神威506番４地先まで	同

北海道告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　　道道

2　道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
岩内洞爺線 北海道小樽土木現業所	磯谷郡蘭越町字日の出544番２地先から 磯谷郡蘭越町字日の出529番３地先まで	前	15.00mから 35.50mまで	756.02m	―
		後	19.00mから 60.50mまで	756.02m	―
臼尻豊崎線 北海道函館土木現業所	茅部郡南茅部町字豊崎202番１地先から 茅部郡南茅部町字豊崎201番７地先まで	前	25.56mから 38.04mまで	92.68m	一般国道278号 重複12.76m
		後	20.16mから 30.69mまで	92.68m	一般国道278号 重複12.76m
赤川函館線 北海道函館土木現業所	函館市赤川町403番１地先から 函館市赤川町228番18地先まで	前	11.03mから 18.20mまで	487.00m	―
		前	11.03mから 18.23mまで	469.50m	―
		後	11.03mから 18.20mまで	487.00m	―
		後	11.03mから 18.23mまで	469.50m	―
函館上磯線 北海道函館土木現業所	函館市昭和３丁目２番36地先から 函館市昭和３丁目71番１地先まで	前	25.00mから 33.35mまで	317.00m	一般国道５号 重複86.40m
		後	25.00mから 33.35mまで	317.00m	一般国道５号 重複86.40m
奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字稲穂12番１地先から奥尻郡奥尻町字稲穂国有林檜山森林管理署2430林班ろ小班地先（海浜地）まで	前	13.44mから 25.37mまで	264.86m	―
		後	12.94mから 99.38mまで	264.86m	―
	奥尻郡奥尻町字球浦82番１地先（海浜地）から奥尻郡奥尻町字球浦52番１地先（海浜地）まで	前	9.99mから 22.65mまで	463.17m	―
		後	12.52mから 27.12mまで	463.17m	―
	奥尻郡奥尻町字赤石206番１地先（海浜地）から奥尻郡奥尻町字赤石118番１地先まで	前	5.45mから 38.21mまで	860.72m	―
		後	6.18mから 43.98mまで	855.58m	―
小黒部鰹川線 北海道函館土木現業所	檜山郡江差町字越前町90番地先から 檜山郡江差町字越前町1012番地先まで	前	7.00mから 13.00mまで	341.71m	―
		後	16.00mから 20.00mまで	341.71m	―
丹羽今金線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡北檜山町字丹羽360番１地先から 瀬棚郡北檜山町字丹羽327番２地先まで	前	18.90mから 30.79mまで	2,057.97m	―
		後	18.90mから 31.20mまで	2,046.80m	―
長万部公園線 北海道函館土木現業所	山越郡長万部町字富野161番１地先から 山越郡長万部町字富野153番３地先まで	前	13.00mから 17.00mまで	500.50m	―
		前	12.90mから 23.50mまで	500.00m	―
		後	12.90mから 23.50mまで	500.00m	―
弁景幌別線 北海道室蘭土木現業所	登別市川上町308番38地先から 登別市片倉町６丁目42番１地先まで	前	11.00mから 57.00mまで	2,485.50m	―
		後	17.50mから 64.00mまで	2,429.00m	―

北海道告示第322号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　河川の名称　　一級河川天塩川水系美深川

2　廃川敷地等が生じた年月日　　平成16年３月23日

3　廃川敷地等の位置　　（左岸）中川郡美深町字南町14番２地先から30番10地先まで

（右岸）中川郡美深町字西１条南４丁目４番３地先から同町字大通南４丁目11番地先まで、同町西１条南５丁目36番４地先から37番51地先まで及び同町大

通南５丁目10番２地先

４　廃川敷地等の種類及び数量　　土地　3,324.12㎡

北海道告示第323号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成16年４月１日から施行する。

平成16年３月23日

北海道知事　高　橋　はるみ

２　収納代理金融機関の項上磯町漁業協同組合、上磯はまなす漁業協同組合、木古内町漁業協同組合、東戸井漁業協同組合、積丹漁業協同組合、室蘭機船漁業協同組合、登別漁業協同組合及び虎杖浜漁業協同組合の事項を削り、同項知内町漁業協同組合の事項中「知内町漁業協同組合　　同　　知内町」を「上磯郡漁業協同組合　　上磯郡知内町」に改め、同項古平漁業協同組合の事項中「古平漁業協同組合」を「東しゃこたん漁業協同組合」に改め、同項白老漁業協同組合の事項中「白老漁業協同組合」を「いぶり中央漁業協同組合」に改める。

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第４号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月23日

北海道教育庁渡島教育局長　平　塚　　努

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

ア　パーソナルコンピュータ　一式　22台（普通科×１校）

⑵　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　契　約　期　間　　平成16年６月１日から平成17年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成22年５月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

⑷　納　入　期　限　　平成16年６月１日（火）

⑸　納　入　場　所　　北海道戸井高等学校

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第５号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成16年３月24日（水）から４月６日（火）まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 041－8557　北海道函館市美原４丁目６番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道教育庁渡島教育局企画総務課

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　北海道函館市美原４丁目６番16号
北海道渡島合同庁舎４階403号会議室

⑵　入　札　日　時　　平成16年４月27日（火）午前10時

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

６　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

９　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

10　郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

11　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12　契約書作成の要否

要

13　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　称　北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ　所　在　地　郵便番号 041－8557　北海道函館市美原４丁目６番16号
電話番号 0138－47－9000　内線 3117

(4)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月23日

北海道教育庁上川教育局長　金　丸　浩　一

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ　42台　一式

(2)　調達を要する物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　契約期間　平成16年６月１日から平成17年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年５月31日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。

(4)　納入期日　平成16年６月１日（火）

(5)　納入場所　北海道旭川農業高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第５号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品が、仕様書に記載の要件等を満たしていること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成16年３月23日（火）から４月９日（金）まで

イ　申請の方法　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 079－8612　北海道旭川市永山６条19丁目１番１号
北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道旭川市永山６条19丁目１番１号　北海道教育庁上川教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　北海道旭川市永山６条19丁目１番１号　北海道上川合同庁舎３階302会議室（送付による場合は、郵便番号 079－8612　北海道教育庁上川教育局企画総務課）

(2)　入札日時　平成16年５月７日（金）午前11時（送付による場合は、平成16年５月６日（木）までに必着のこと。）

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　４に同じ。

(2) 交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　北海道教育庁上川教育局企画総務課

イ　所　在　地　郵便番号 079－8612　北海道旭川市永山６条19丁目１番１号
電話番号 0166－46－5111　内線 3118

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年３月23日

北海道教育庁十勝教育局長　河　野　憲　一

1　入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ　一式（高等学校84台分（42台×２校））

(2) 調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契　約　期　間　平成16年６月１日から平成17年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年５月29日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納　入　期　日　平成16年６月１日（火）

(5) 納　入　場　所　北海道音更高等学校及び北海道清水高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第５号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成16年３月23日（火）から４月13日（火）まで

イ　申請の方法　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道帯広市東３条南３丁目　北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1) 入　札　場　所　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝合同庁舎４階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080－8588　北海道教

育庁十勝教育局企画総務課）

(2) 入　札　日　時　平成16年５月６日（木）午後２時（送付による場合は、平成16年４月30日（金）までに必着のこと。）

(3) 開　札　場　所　(1)に同じ。

(4) 開　札　日　時　(2)に同じ。

6 入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交　付　場　所　４に同じ。

(2) 交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ　の　他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名　称　北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所　在　地　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目

電話番号 0155－24－3111　内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer 84 (42 2 sets)

B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., May 6, 2004
(If mailed, bids must arrive no later than April 30)

C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Minami 3, Higashi 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-8588, Japan
Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年３月23日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成16年２月分）

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	風間ひさし江別後援会	江別市元町32番地の８　元町ビル２Ｆ	大和　正	西村光治	石狩支所
同	さくらい道夫後援会	美唄市大通り西１条南５丁目２－７	石割恒彦	丹羽幸夫	空知支所
同	西野陽一後援会	雨竜郡北竜町字和１番地の10	道下　甫	藤井雅仁	同
同	明石頼幸後援会	上川郡上川町新光町107	鈴木義正	斉藤政和	上川支所
同	安部逸雄後援会	同　栄町70番地38	杉崎英喜	小長谷秀雄	同
同	遠藤和男後援会	同　字東雲1502番地の１	長谷直人	清野英人	同

否	中野弘後援会	上川郡上川町本町407番地の10	藤田輝雄	信定　薫	上川支所
同	藤井吉信後援会	同　本町248番地	杉山良和	小野寺俊英	同
同	たきたかし後援会	勇払郡追分町緑が丘127番地	堀　喜代衛	長野伸治	胆振支所
同	酒井芳秀後援会	静内郡静内町山手町３丁目11－８	酒井睦美	東　好行	日高支所
同	日高未来研究会	同	酒井芳秀	同	同
同	風間ひさし十勝連合後援会	帯広市西12条南18丁目２	相原　豊	野越良一	十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年３月23日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成16年２月分）

政治団体の名称	異動事項	異動内容 新	異動内容 旧	届出先
自由民主党北海道看護連盟支部	会計責任者の氏名	四方明美	大須賀和子	事務局
同　北海道札幌市北区第七支部	主たる事務所の所在地	札幌市北区篠路２条７丁目２番14号	札幌市北区篠路２条８丁目	同
同　北海道札幌市中央区第二支部	同	同　中央区北１条西23丁目２－14	同　中央区北１条西24丁目４番１号	同
同　北海道札幌市西区第三支部	会計責任者の氏名	谷掛　力	千葉卓哉	同
同　北海道札幌市南区第三支部	同	小須田悟士	山本正興	同
日本共産党北海道委員会	代表者の氏名	西野敏郭	大和田基夫	同
同	会計責任者の氏名	奥野　嵩	吉野敬二	同
石崎岳と政治を考える会（岳政会）	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区月寒中央通６丁目３－35　アーバンハイツ月寒ビル２階　石崎岳後援会事務所内	札幌市白石区平和通６丁目南３番４号	同
同	代表者の氏名	辻　直三	山石祐一	同
同	会計責任者の氏名	福士恭次	門馬幸雄	同
井上ひさ子後援会	同	高久紀章	堺　章芳	同
かどや隆司後援会	同	中辻　浩	森山正美	同
熊谷憲一後援会	代表者の氏名	大橋真樹	堺　章芳	同
小須田悟士後援会	同	小須田悟士	常本省三	同
同	会計責任者の氏名	同	山本正興	同
国観連北海道懇話会	代表者の氏名	西村憲人	南　太郎	同
佐藤美智夫市政調査会	会計責任者の氏名	中島尚子	上田フミ子	同
新・道政未来の会	主たる事務所の所在地	札幌市手稲区前田１条12丁目３－25　ミューゲ手稲	札幌市手稲区前田１条12丁目357－48　ミューゲ手稲	同
たかもり会	代表者の氏名	常松　哲	鶴海寅和	同
日本看護連盟北海道支部	会計責任者の氏名	四方明美	大須賀和子	同
日本共産党札幌手稲区後援会	同	高久紀章	堺　章芳	同
北海道農業土木測量設計業政治連盟	同	石田耕嗣	山川　昇	同
北海道美容政治連盟	同	大石良一	山本貴和	同
みんなでつくる札幌・市民の会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北１条西３丁目３番地　ばらと北一条ビル３階	札幌市中央区北２条西２丁目41番地　セコム損保札幌ビル５階	同

みんなでつくる札幌・市民の会	会計責任者の氏名	大西　彰	塩田　力	事務局
むらまつ正海連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市北区篠路２条７丁目２番14号	札幌市北区篠路２条８丁目	同
友盛会	会計責任者の氏名	梅川美博	合田　実	同
吉川たかもり後援会	代表者の氏名	大倉　諭	竹中惠一	同
同	会計責任者の氏名	梅川美博	恵良田正夫	同
自由民主党当別支部	代表者の氏名	内海英徳	竹田和雄	石狩支所
同	会計責任者の氏名	近藤　学	佃　由廣	同
青山ゆうこうと明るい石狩をつくる会	同	籾山英喜	青山祐幸	同
千歳歯科医師連盟	代表者の氏名	河井芳樹	清水　明	同
南部重雄後援会	会計責任者の氏名	五十嵐五男	鈴木晟元	同
井田のりゆき後援会	政治団体の名称	井田のりゆき後援会	井田範行後援会	渡島支所
同	主たる事務所の所在地	函館市千歳町25番15号　北海道電力㈱函館支店内	函館市千歳町25番15号　北海道電力函館支店内	同
同	会計責任者の氏名	山下則和	菅井清治	同
函館民社協会	主たる事務所の所在地	函館市千歳町25番15号　北海道電力㈱函館支店内	函館市千歳町25番15号　北海道電力函館支店内	同
同	会計責任者の氏名	菅井清治	長谷川元一	同
北海道電力労働組合政治連盟函館地方本部	政治団体の名称	北海道電力労働組合政治連盟函館地方本部	北海道電力労働組合政治連盟函館総支部	同
同	代表者の氏名	菅井清治	長谷川元一	同
同	会計責任者の氏名	山下則和	菅井清治	同
いちはし修治連合後援会	主たる事務所の所在地	虻田郡倶知安町北５条西１丁目　荒野方	虻田郡倶知安町北４条東１丁目１番地	後志支所
竹田かずあき後援会	会計責任者の氏名	冨樫　護	井上隆男	同
山田まさとし後援会	主たる事務所の所在地	小樽市オタモイ１丁目37番16号	小樽市オタモイ１丁目８番１号	同
同	会計責任者の氏名	鈴木弘子	山田英勝	同
五十嵐みちとひまわりの会	同	石川野利子	小林喜美子	空知支所
岩見沢市医師連盟	代表者の氏名	竹内　守	得地一久	同
同	会計責任者の氏名	竹内　勉	中村興治	同
氏家一夫後援会	主たる事務所の所在地	岩見沢市美園１条３丁目１－６	岩見沢市美園５条３丁目１－19	同
辻勲後援会	会計責任者の氏名	手塚慶子	今出美智子	同
山下貴史砂川後援会	主たる事務所の所在地	砂川市西２条北２丁目２－19	砂川市東１条北２丁目２－９	同
同	会計責任者の氏名	三土和樹	林　幸治	同
同　北竜後援会	主たる事務所の所在地	雨竜郡北竜町字和８番地の９	雨竜郡北竜町字和１番地の12	同
鈴木文雄後援会	同	上川郡上川町花園町248番地	上川郡上川町花園町210番地	上川支所
関崎定治君と歩む会	同	同　東神楽町ひじり野南１条４丁目３番２号	同　東神楽町９号	同
中里保子後援会	同	同　上川町南町50番地	同　上川町新町31番地	同
留萌地方議員連絡協議会	代表者の氏名	高橋定敏	工藤敏郎	留萌支所
同	会計責任者の氏名	沢出　隆	森田久芳	同
公明党稚内総支部	同	戸川　弘	鈴木茂行	宗谷支所
岡谷繁勝後援会	同	崎出　昭	佐藤長尾	同
おかや繁勝とあゆむ会	主たる事務所の所在地	稚内市中央１丁目２番23号　稚内市労働会館３階	稚内市大黒３丁目３番４号　エーコービル	同
自由民主党佐呂間支部	会計責任者の氏名	高木政一	岸　巌	網走支所

小谷つねひこ後援会	主たる事務所の所在地	北見市北１条東６丁目	北見市北進町261番地の３	網走支所
同	代表者の氏名	小谷毎彦	鈴木克也	同
青山たけし後援会	主たる事務所の所在地	室蘭市高砂町５丁目８－12	室蘭市高砂町４丁目31－８－406	胆振支所
岩倉博文伊達市後援会	同	伊達市大町11番地	伊達市梅本町39番地	同
沖田龍児後援会	同	苫小牧市本町２丁目１番１号	苫小牧市末広町３丁目５番９号	同
沖田龍児と歩む会	同	同	同	同
熊谷克己後援会	同	同　豊川町３丁目２番５号	同　桜木町１丁目14番５号	同
熊谷克己と歩む会	同	同	同	同
桜場政美後援会	代表者の氏名	堀田一夫	佐藤誠悦	同
伊達地区自動車整備政経塾話会	同	武者清	川端宏	同
松田謙吾後援会	主たる事務所の所在地	白老郡白老町字北吉原168番地の107	白老郡白老町字萩野79番地の78	同
自由民主党池田支部	主たる事務所の所在地	中川郡池田町利別18	中川郡池田町西１条６丁目11	十勝支所
同	代表者の氏名	新津敏夫	遊佐良明	同
民主党北海道第11区総支部	同	池本柳次	辺見哲朗	同
中川昭一上士幌町後援会	主たる事務所の所在地	河東郡上士幌町居辺	河東郡上士幌町東３線233	同
同	代表者の氏名	杉山幸昭	山野辺雷太郎	同
同　十勝連合青年部	同	森本悦淑	鈴木雅博	同
同	会計責任者の氏名	小林竜一	遠藤武一	同
同　豊頃町後援会	主たる事務所の所在地	中川郡豊頃町茂岩本町９	中川郡豊頃町旭町９番地	同
同	代表者の氏名	大谷友則	島実	同
日本共産党釧根地区委員会	同	澁谷肇	奥野嵩	釧路支所
工藤徳一後援会	会計責任者の氏名	川上義人	本間和男	同
釧根近代政治懇話会	主たる事務所の所在地	釧路市栄町７丁目２番地　産光ビル３Ｆ	釧路市宝町３番20号	同
髙橋一彦後援会	同	同	同	同
中川昭一釧路市後援会	同	同	同	同
同　釧根連合後援会	同	同	同	同
北村直人標津町後援会	会計責任者の氏名	佐藤強	佐賀淳悦	根室支所
新風会	代表者の氏名	木原源一郎	村橋信夫	同
同	会計責任者の氏名	村橋信夫	弓削正巳	同
中司哲雄後援会	代表者の氏名	千葉昌一	中司哲雄	同

北海道選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第３項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年３月23日

北海道選挙管理委員会委員長　土屋良三

（平成16年２月分）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
自由民主党北海道札幌市東区第二支部	大越誠幸	平16. 1.31	事務局
同　北海道札幌市南区第四支部	堀川素人	同15.10.31	同
同　北海道青果卸売市場支部	勇崎宏一	同16. 2.16	同
同　北海道中央卸売市場支部	本間睦郎	同	同
渡辺作次を支援する会	平野武	同15.11.30	石狩支所
自由民主党鹿部支部	野田重毅	同	渡島支所

佐野つとむ後援会	左　徳太郎	平15.12.31	渡島支所
倶知安佐藤静雄の会	鈴　木　保　昭	同	後志支所
ほり幸次郎後援会	山　本　竹　雄	同15.12.25	同
一関開治後援会	道　下　　甫	同16．1.10	空知支所
岡崎正美後援会	小　路　悦　郎	同16．2．2	同
明石頼幸後援会	鈴　木　義　正	同12．3.30	上川支所
中村ゆきえ後援会	中　村　基一郎	同15.12．1	同
金田英行沓形後援会	惣　万　　優	同16．2．2	宗谷支所
小谷つねひこと連帯する会	小　谷　毎　彦	同16．2.15	網走支所
大河の会	矢　萩　　仁	同15.12.31	同
上原つよし後援会	上　原　　毅	同16．1.31	胆振支所
須田和夫後援会	重　藤　直　保	同15.12.31	同
須和ん会	須　田　和　夫	同	同
松田謙吾後援会	松　田　謙　吾	同15.11.20	同
野村としあきとアンテナ市民の会	野　村　俊　昭	同15.12.31	十勝支所
鷲足賢後援会	南　田　頴　二	同16．2.27	同

北海道選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第２項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年３月23日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成16年２月分）

資金管理団体の届出をした者		資金管理団体			届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
小　谷　毎　彦	北海道議会議員	小谷つねひこ後援会	北見市北１条東６丁目	小　谷　毎　彦	網走支所
酒　井　芳　秀	静内町長	日高未来研究会	静内郡静内町山手町３丁目11－８	酒　井　芳　秀	日高支所

北海道選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年３月23日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成16年２月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者		資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		届出先
氏名	公職の種類			新	旧	
高　橋　一　史	北海道議会議員	新・道政未来の会	主たる事務所の所在地	札幌市手稲区前田１条12丁目３－25　ミューゲ手稲	札幌市手稲区前田１条12丁目357－48　ミューゲ手稲	事務局
井　田　範　行	函館市議会議員	井田のりゆき後援会	政治団体の名称	井田のりゆき後援会	井田範行後援会	渡島支所
同	同	同	主たる事務所の所在地	函館市千歳町25番15号　北海道電力㈱函館支店内	函館市千歳町25番15号　北海道電力函館支店内	同
市　橋　修　治	北海道議会議員	いちはし修治連合後援会	同	虻田郡倶知安町北５条西１丁目　荒野方	虻田郡倶知安町北４条東１丁目１番地	後志支所
氏　家　一　夫	岩見沢市議会議員	氏家一夫後援会	同	岩見沢市美園１条３丁目１－６	岩見沢市美園５条３丁目１－19	空知支所
関　崎　定　治	東神楽町長	関崎定治君と歩む会	同	同　東神楽町ひじり野南１条４丁目３番２号	同　東神楽町９号	上川支所
青　山　　剛	室蘭市議会議員	青山たけし後援会	同	室蘭市高砂町５丁目８－12	室蘭市高砂町４丁目31－８－406	胆振支所
沖　田　龍　児	北海道議会議員	沖田龍児と歩む会	同	苫小牧市本町２丁目１番１号	苫小牧市末広町３丁目５番９号	同
熊　谷　克　己	苫小牧市議会議員	熊谷克己と歩む会	同	同　豊川町３丁目２番５号	同　桜木町１丁目14番５号	同
髙　橋　一　彦	釧路市議会議員	髙橋一彦後援会	同	釧路市栄町７丁目２番地　産光ビル３Ｆ	釧路市宝町３番20号	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年３月23日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成16年２月分）

資金管理団体の指定の取消届出をした者		資金管理団体			指定取消年月日	届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
小谷毎彦	北海道議会議員	小谷つねひこと連帯する会	北見市北進町261番地の３	小谷毎彦	平16．2.15	網走支所
上原　毅	苫小牧市議会議員	上原つよし後援会	苫小牧市木場町１丁目６番１号	上原　毅	同16．1.31	胆振支所
須田和夫	同	須和ん会	同　花園町３丁目３番14号	須田和夫	同15.12.31	同
野村俊昭	帯広市議会議員	野村とし あきとアンテナ市民の会	帯広市西８条北６丁目６番地11	野村俊昭	同	十勝支所

道人事委員会規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年３月23日

北海道人事委員会委員長　泉　川　睦　雄

北海道人事委員会規則16－６

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－１）の一部を次のように改正する。

別表第１中「財団法人北海道社会福祉施設運営財団」、「財団法人北海道地域活動振興協会」及び「社団法人北海道ウタリ協会」を削り、「社団法人千島歯舞諸島居住者連盟」を「社団法人千島歯舞諸島居住者連盟
社団法人北海道観光連盟　　」に改める。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

道旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の２の規定に基づき、次のとおり医師を指定した。

平成16年３月23日

北海道旭川方面公安委員会委員長　吉　田　　裕

1　指定した医師の氏名並びに勤務する病院等の名称及び所在地

氏名	病院等の名称	病院等の所在地
宮本哲男	医療法人社団　旭川圭泉会病院	旭川市東旭川町下兵村252番地
直江裕之	医療法人社団　直江クリニック	旭川市８条通10丁目左１号

2　指定年月日

平成16年３月23日

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第９号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月23日

北海道警察釧路方面本部長　片　貝　忠　男

1　入札に付する事項

(1)　調達をする役務の名称及び数量

街頭犯罪等防止支援事業業務（釧路及び帯広地区）一式

(2)　調達をする役務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　契約期間　　平成16年５月10日から平成17年３月31日まで

(4)　履行場所　　契約担当者等が指定する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第５号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 業務場所を管轄する警察署の管轄区域内のいずれにも、本社、支社、営業所その他これらに類するものを有すること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成16年３月23日から31日まで

イ　申請の方法　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 085－8511　釧路市黒金町10丁目５番地１
北海道警察釧路方面本部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

釧路市黒金町10丁目５番地１　北海道警察釧路方面本部会計課

5　入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　釧路市黒金町10丁目５番地１
北海道警察釧路方面本部２階大会議室

(2) 入札日時　平成16年４月８日　午後１時30分

(3) 開札場所　(1)に同じ。

(4) 開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　郵便等による入札

郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。

8　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　４に同じ。

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道警察釧路方面本部会計課

イ　所在地　郵便番号 085－8511　釧路市黒金町10丁目５番地１
電話番号 0154－25－0110　内線 2232

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発行　北海道
編集　北海道総務部法制文書課
印刷　富士プリント株式会社